

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人中筋保育園
中筋幼稚園

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和3年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないこととなっているため、このたび令和3年度の実績を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和3年度公定価格の額について

貴施設（事業）における令和3年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

（※）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければなりません。

（単位：円）

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育（1号）認定	3歳児	121,980	121,980	121,980	121,980	121,980	123,280	123,280	123,280	123,280	123,280	123,280	126,300	
	4歳児以上	113,870	113,870	113,870	113,870	113,870	115,170	115,170	115,170	115,170	115,170	115,170	118,190	
保育（2号、3号）認定	0歳児	短時間	185,020	185,020	185,020	184,970	181,270	184,870	184,870	184,880	184,870	184,850	184,830	190,310
		標準時間	189,070	189,070	189,070	189,020	185,230	188,920	188,920	188,930	188,920	188,900	188,880	194,360
	1、2歳児	短時間	106,220	106,220	106,220	106,170	104,040	106,070	106,070	106,080	106,070	106,050	106,030	111,510
		標準時間	110,270	110,270	110,270	110,220	108,010	110,120	110,120	110,130	110,120	110,100	110,080	115,560
	3歳児	短時間	51,940	51,940	51,940	51,890	51,020	51,790	51,790	51,800	51,790	51,770	51,750	57,230
		標準時間	55,990	55,990	55,990	55,940	54,990	55,840	55,840	55,850	55,840	55,820	55,800	61,280
4、5歳児	短時間	44,180	44,180	44,180	44,130	43,420	44,030	44,030	44,040	44,030	44,010	43,990	49,470	
	標準時間	48,230	48,230	48,230	48,180	47,390	48,080	48,080	48,090	48,080	48,060	48,040	53,520	

*上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。